

紋別市渚滑町9丁目18番地

株式会社 リテック

平成25年5月7日申請の死亡獣畜取扱場の設置については、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成25年5月15日

北海道紋別保健所長 安藤 滋 敏



1 施設の名称及び所在地

名称 紋別廃棄物総合処理センター

所在地 紋別市元紋別 421 番地

2 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区分

死亡獣畜の埋却

(生活衛生課主査 (環境衛生))

